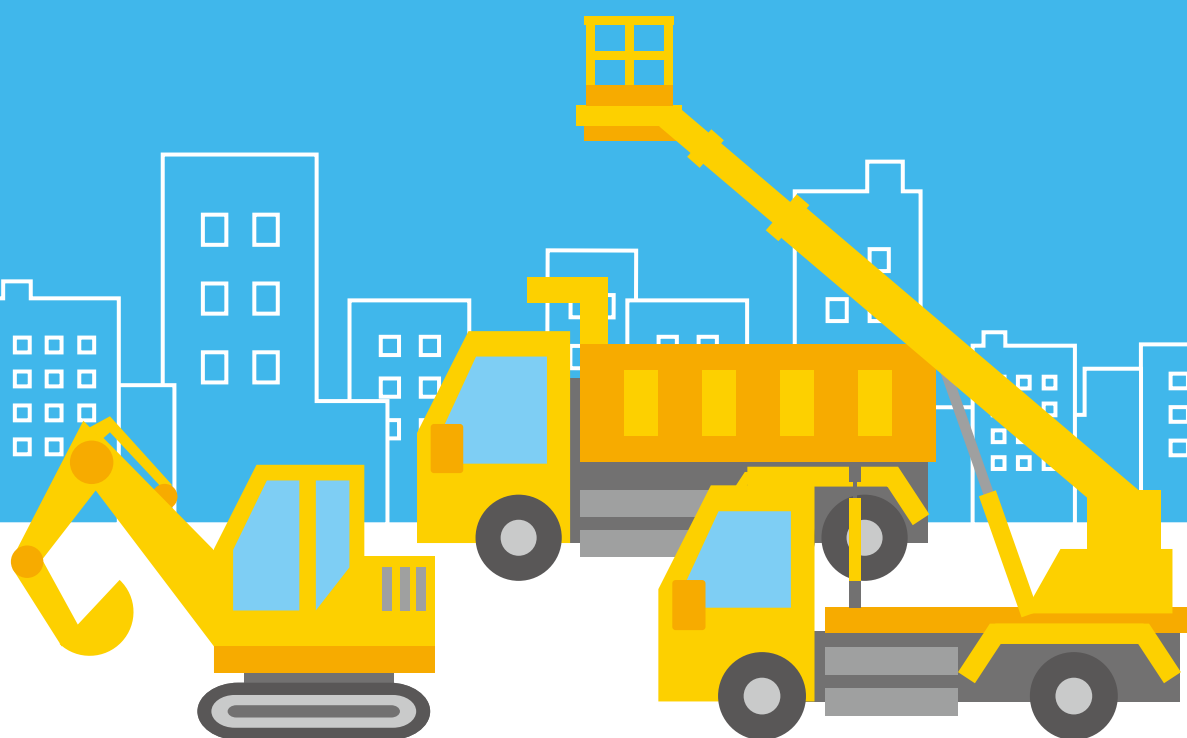


讃岐リース 「総合補償制度」



借りて便利、使って納得、そして…
まさかの時の『安心』をご提供します!!

予測できない事故や災害に備え、安心してレンタル商品をご利用いただく制度です。

 讃岐リース株式会社

ホームページに
最新情報を掲載しています。
URL: <http://www.sanuki-l.jp>



お客さま窓口

用語について

- 自動車(レンタカー)
登録番号(ナンバー)が付いた一般道路を走行出来るレンタル商品(自動車・車両系建設機械)
- 自走式建設機械等
登録番号(ナンバー)が付いていない車両系建設機械及びその他レンタル商品

事故が起きた時はこちらのページ

補償の内容はこちらのページ

1.	讃岐リース「総合補償制度」の概要	1
2.	自動車(レンタカー)で事故が起きたときは (対人・対物)賠償事故、車両損害事故、運転者もしくは同乗者の負傷事故	2
3.	自走式建設機械等で事故が起きたときは	
	①(対人・対物)賠償事故	3
	②車両系建設機械及びその他レンタル商品自体の損害	4
4.	自動車(レンタカー)の補償内容	5
5.	自走式建設機械等の補償内容	
	①(対人・対物)賠償責任補償の内容	6
	②(動産)補償の内容	7
	一車両系建設機械及びその他レンタル商品自体の補償一	
6.	〔お客さまご負担金〕と〔補償金額〕まとめ	8
7.	主な補償対象外 規定	9
8.	自動車運転免許 一覧	10
9.	運転資格 一覧	11
10.	営業所 一覧	12
	事故報告書(お客さま FAX 用)	13

1. 讃岐リース「総合補償制度」の概要

補償期間

- レンタル商品を借りられた時から返却された時までを補償します。

補償料

- 別途「総合補償制度／料金表」をご参照下さい。

補償内容

- 事故の形態により補償の上限額が異なりますのでご注意下さい。
- 詳細は、5ページ以降の「補償内容」をご参照下さい。



お客さま ご負担金

- 「総合補償制度」をご利用いただく際に、お客さまにご負担いただく金額です。
 - ・ お客さまご負担金は1事故ごとにご負担していただくようになります。
 - ・ 1事故は1回の動作で生じた事故になります。
- 詳細は、5ページ以降の「補償内容」をご参照下さい。

自動車(レンタカー)補償



自動車(レンタカー)を使用中に発生した車両損害、賠償事故、搭乗中のケガを補償します。

登録番号(ナンバー)が付いたトラックなどの一般車両、高所作業車・クレーン付トラック・散水車などの作業車両、ホイールロータなど登録ナンバー付き車両系建設機械が対象になります。

自動車(レンタカー) 事故例



家屋飛込み

〈対物賠償補償〉

損害額：300万円

お客さまご負担金：5万円

〈車両補償〉

修理金額：100万円

お客さまご負担金：7万円

自走式建設機械等 (対人・対物)賠償責任補償



登録番号(ナンバー)が付いていない車両系建設機械及びその他レンタル商品を工事場で使用中に、操作ミスなどにより第三者に人的もしくは物的損害を与え、法律上の賠償責任が発生した場合に補償します。

「工事場」とは、工事業者が作業を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所をいいます。

自走式建設機械等(対人・対物) 賠償責任 事故例



水道管破損

〈対物賠償補償〉

損害額：200万円

お客さまご負担金：10万円

自走式建設機械等 (動産)補償



登録番号(ナンバー)が付いていない車両系建設機械及びその他レンタル商品を使用・管理中に商品自体が、偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。

トンネル作業用機械、ダム作業用機械、敷板鉄板等で補償されないレンタル商品もありますので詳しくは各営業所までお問い合わせ下さい。

自走式建設機械等(動産) 事故例



転落

〈動産補償〉

修理金額：50万円

お客さまご負担金：10万円

2. 自動車(レンタカー)で事故が起きたときは

登録番号(ナンバー)が付いた自動車、車両系建設機械を使用中に
(対人・対物)賠償事故、車両損害事故、運転者もしくは同乗者の
負傷事故が起きたとき



1

まずは、負傷者の救護をして下さい。

- 必要な時は、救急車(☎119番)を手配して下さい。

2

路上の危険防止をして下さい。

- 自走が可能な場合は、安全な場所に自動車(レンタカー)を移動して下さい。
- 自走出来ない場合は、車外で身の安全を確保しながら二次災害防止のため/ハザードランプ点灯/三角停止表示板設置/発炎筒点火/などで後続車に危険を知らせて下さい。
・高速道路では「三角停止表示板」表示義務があります。

3

必ず警察に事故の届出をして下さい。(賠償事故の場合)

- 警察(☎110番)に連絡して指示に従ってください。

4

事故の相手の方、事故の状況をご確認下さい。

- 相手の方の「お名前」・「ご住所」・「電話番号」、「車両の登録番号・車名」
「修理先(電話番号)」、「加入保険会社名」等をご確認下さい。
- その場で補償の約束・示談はしないで下さい。
※補償出来ない場合があります。また、加重された損害賠償金の請求は補償出来ません。

5

借りられた営業所に事故報告をして下さい。

- 巻末の「事故報告書」(お客さま FAX 用)に必要事項を記入の上 FAX して下さい。

夜間・休日または借りられた営業所と連絡が取れない場合

! 三井住友海上火災保険“24時間自動車事故受付センター”にお電話下さい。

☎: 0120-258-365 (無料) (365日/24時間いつでもご連絡いただいても構いません。)

○保険会社が直接「事故の受付」と「初期の事故対応」をさせていただきます。

お電話いただく際、使用中の自動車(レンタカー)の登録番号を、事前にご確認いただき事故受付担当者にお伝え下さい。

☎: 「登録番号〇〇〇〇をレンタカーで使用中の事故です。」

お電話の際は、5W1Hを意識しながらお話し下さい。

↳ ・いつ(when) ・誰が(who) ・どこで(where) ・何を(what) ・何故(why) ・どのように(how)

その後、保険会社の専門スタッフが事故の解決(示談交渉等)にあたります。

[お客さまご負担金]は8ページをご覧ください

3. 自走式建設機械等で事故が起きたときは

①(対人・対物)賠償事故

「工事場」で

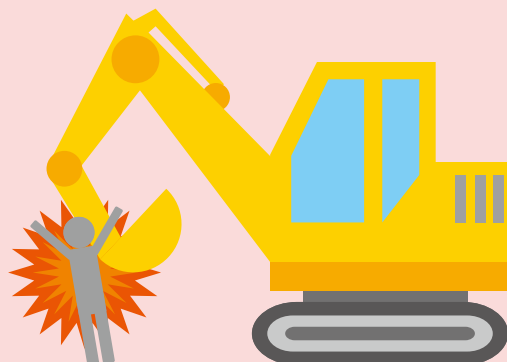
登録番号(ナンバー)が付いていない

車両系建設機械及び

その他レンタル商品を使用中に

(対人・対物)賠償事故が起きたとき

※「工事場」とは、工事業者が作業を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所をいいます。



1

まずは、負傷者の救護をして下さい。

●必要な時は、救急車(☎119番)を手配して下さい。

2

現場内の危険防止をして下さい。

●移動が可能な場合は、安全な場所に自走式建設機械等を移動して下さい。

3

人身事故の場合は警察に事故の届出をして下さい。

●警察(☎110番)に連絡して指示に従ってください。

4

事故の相手の方、事故の状況をご確認下さい。

●相手の方の「お名前」・「ご住所」・「電話番号」等をご確認下さい。

5

借りられた営業所に事故報告をして下さい。

●巻末の「事故報告書」(お客さま FAX 用)に必要事項を記入の上 FAX して下さい。

〔お客さまご負担金〕は8ページをご覧ください

3. 自走式建設機械等で事故が起きたときは

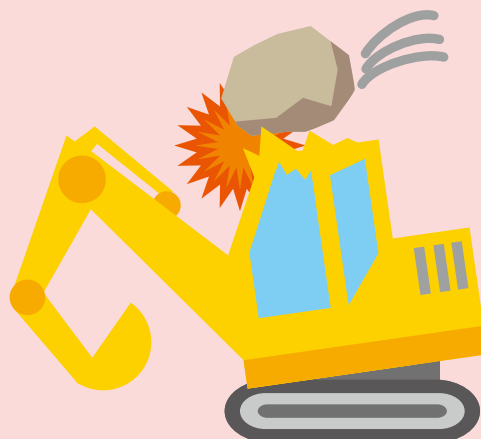
② 車両系建設機械及びその他レンタル商品自体の損害

登録番号(ナンバー)が付いていない

車両系建設機械及び

その他レンタル商品を使用・管理中に

商品自体が壊れたり盗まれたとき



壊れたり、傷がついた場合

- レンタル商品をそのまま使用しないで下さい。
- 移動が可能な場合、被害が拡大しないように現場内の危険防止を心がけて安全な場所に移動して下さい。

1

盗難の場合

- 最寄りの警察署に盗難届けをして、「盗難受理番号」を必ずご確認下さい。
※ 警察に届け出が無い場合、または警察が受理しない盗難や紛失・置き忘れ等の場合は補償されませんのでご注意ください。

2

借りられた営業所に事故報告をして下さい。

- 巻末の「事故報告書」(お客さま FAX 用)に必要事項を記入の上 FAX して下さい。



用語について

- 自動車(レンタカー)
登録番号(ナンバー)が付いた一般道路を走行出来るレンタル商品(自動車・車両系建設機械)
- 自走式建設機械等
登録番号(ナンバー)が付いていない車両系建設機械及びその他レンタル商品

〔お客さまご負担金〕は8ページをご覧ください

4. 自動車(レンタカー)の補償内容

登録番号(ナンバー)が付いた
自動車、車両系建設機械の補償内容

対人賠償補償・対物賠償補償

- 自動車(レンタカー)を使用中に他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

<賠償補償/支払限度額>

(対人・対物)賠償は無制限で補償します。



〔お客さまご負担金〕

対人賠償のお客さまご負担金はありません。
対物賠償は5万円をご負担いただきます。

搭乗者傷害補償

- 自動車(レンタカー)の運転者もしくは同乗者が事故によりケガをして入院もしくは通院された場合、または死亡・後遺障害が生じた場合に補償します。

<補償額>

死亡された場合は1000万円、後遺障害の認定をされた場合は程度に応じて40万円～1000万円を補償します。

病院に入院または通院された日数またはケガの内容により定額の医療補償をします。

車両補償

- 衝突、接触、火災、台風、高潮等の事故によって自動車(レンタカー)に損害が生じた場合に補償します。

<補償額>

自動車(レンタカー)の車種・年式に応じて設定した車両金額を上限として補償します。



〔お客さまご負担金〕

軽四輪車両・ライトバン等は5万円をご負担いただきます。
上記以外の車種については7万円をご負担いただきます。
但し、盗難、全部損害(全損)の場合は、再調達価額(新車購入金額相当額)の10%をご負担いただきます。

補償できない事故例



管理財物の損害

運転手自身または運転手の親族、勤務先の方が所有・使用・管理する財物を破損させた場合。(対物賠償補償)



タイヤ単独の損害

車両本体の損害を伴わないタイヤ単独のパンクやキズの損害。(車両補償)



故意によって生じた損害

運転手が故意に人をはねたり、他人の財物を壊した場合または故意に自動車(レンタカー)を壊した場合。(対人賠償補償/対物賠償補償/車両補償)



無免許運転による損害

自動車の車種に応じた有効な運転免許を取得せずに運転して自動車(レンタカー)に損害を与えた場合。(車両補償) ※10ページの自動車運転免許一覧をご参照下さい。



法令・使用基準違反による損害

長期間のレンタル使用時に定められたオイル交換等を怠りエンジンが焼き付き走行が出来なくなった場合。(車両補償)



天災(自然災害)による損害

地震・噴火・津波などの天災による損害。(対人賠償補償/対物賠償補償/車両補償)
*但し、車両補償では、台風・洪水・高潮による損害は補償します。

補償の内容はコチラをご覧ください

5.

自走式建設機械等の補償内容

①(対人・対物)賠償責任補償の内容

登録番号(ナンバー)が付いていない

車両系建設機械及びその他レンタル商品による賠償事故の補償

賠償責任補償

- 工事場で使用・管理中に他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負担された場合に補償します。

※「工事場」とは、工事業者が作業を行っている場所で不特定多数の人が出入るすることを制限されている場所をいいます。

<賠償補償/支払限度額>

対人賠償は1名・1事故につき**3億円**まで補償します。

対物賠償は1事故につき**3億円**まで補償します。

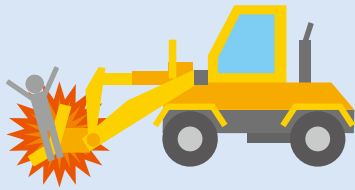


〔お客さまご負担金〕

対人賠償のご負担金はありません。

対物賠償は**10万円**をご負担いただきます。

対人賠償補償/事故例

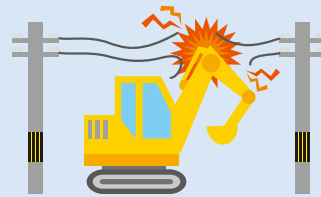


工事場内でホイールローダを使用中、不注意により他社の従業員に接触してケガを負わせた。

後遺障害：14級

お客さまご負担金：なし

対物賠償補償/事故例



油圧ショベルを操作中、誤ってブームが電線に接触して切断した。

損害額：30万円

お客さまご負担金：10万円

補償できない事故例



管理財物の損害

運転手自身または、勤務先の会社が所有・使用・管理する財物(含む、他社からレンタルで借りている機械・機器等)、支給財物、作業対象物に損害を与えた場合。(対物賠償補償)



従業員が業務中に被った身体の障害

現場で作業中に会社の指示によりレンタル機械に搭乗していて、窪みにはまって転落してケガを負った場合。(対人賠償補償)



故意によって生じた損害

運転手が故意に人をはねたり、他人の財物を壊した場合。(対人賠償補償/対物賠償補償)



無資格運転による損害

その機械を運転するための有効な資格を取得せずに運転して賠償事故を起こした場合。(対人賠償補償/対物賠償補償)

* 11 ページの運転資格一覧をご参照下さい。



同僚間の対人賠償損害

運転手が機械操作を誤り、同じ会社の従業員にケガさせた場合。(対人賠償補償)



天災(自然災害)による損害

地震・噴火・津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償事故。(対人賠償補償/対物賠償補償)

補償の内容はコチラをご覧ください

5. 自走式建設機械等の補償内容

②(動産)補償の内容

登録番号(ナンバー)が付いていない

車両系建設機械及びその他レンタル商品自体の補償

動産補償

●偶然な事故によりレンタル商品自体に損害が生じた場合、時価額を限度に補償します。

- ・本体の損害以外に生じた費用(搬送費用、クレーン引上げ費用、出張費用等)については補償されませんので、これらの費用は全額お客さまにご負担いただく事になります。

＜補償額＞

自走式建設機械等の車両系建設機械及びその他レンタル商品の機種・年式に応じて設定した金額を上限として補償します。



〔お客さまご負担金〕

再調達価額(新規購入金額相当額)の10%を上限に下記の例に沿ってご負担いただきます。

- ・修理金額が再調達価額の10%を上回る場合は、当該金額がご負担金の上限となります。

＜お客さまご負担金の例＞

修理金額が35万円を超える場合	→	修理金額の20%をご負担いただきます。
修理金額が7万円超35万円以下の場合	→	7万円をご負担いただきます。
修理金額が7万円以下の場合	→	修理金額全額をご負担いただきます。
盗難・全損事故の場合	→	再調達価額の10%をご負担いただきます。

- ・盗難事故の場合は警察に盗難届けをして下さい。届け出の無い場合は動産補償の対象外となります。
- ・「水中ポンプ」は、再調達価額(新規購入金額相当額)の20%を上限にご負担いただきます。

補償できない事故例



乱暴な扱いや無謀な使用による損害

機械の能力を超える扱いや使用方法と明らかに違う使い方をし、損害を与えた場合、または事故が起こると予測される使用をした場合、長期使用の際、作業前点検を怠り、オイル等の補充なしに使用したため、エンジンが焼き付いた損害等。



特定現場・特定業種の損害

解体工事、トンネル工事、地下工事、碎石現場、船上作業など、あらかじめ事故が発生する可能性が高いと予測される現場での損害。



消耗品・設置部品などの損害

刃、つめ、履帯、ベルト、ピン、ガラス等、消耗品・部品単独の損害。また、荷台の汚損、擦り傷など長期使用によって起こる損害。



紛失・置き忘れ等による損害

警察に届け出が無い場合、または警察が受理しない盗難や紛失・置き忘れ等による損害。



法令・使用基準違反事故による損害

セーフティを外して作業したり、高さ制限を超えた積載や、アウトリガーを張り出さずに機械を使用したなどの安全に対する配慮がなされなかった場合。*高さ制限3.8mを超える積載は禁止されています。



無資格運転による損害

その機械を運転するための資格を取得せずに運転して損害を発生させた場合。(含む免許未更新)
*11ページの運転資格一覧をご参照下さい。



天災(自然災害)による損害

地震・噴火・津波などの天災による損害。

用語について

○自動車(レンタカー)

登録番号(ナンバー)が付いた一般道路を走行出来るレンタル商品(自動車・車両系建設機械)

○自走式建設機械等

登録番号(ナンバー)が付いていない車両系建設機械及びその他レンタル商品

補償の内容はコチラをご覧ください

6. 「お客さまご負担金」と「補償金額」まとめ

自動車(レンタカー)の補償

補償内容	お客さまご負担金	補償金額	その他
対人賠償	なし	無制限	
対物賠償	5万円	無制限	
搭乗者傷害		<ul style="list-style-type: none"> ●死亡：1000万円 ●後遺障害：最大1000万円 ●医療補償 	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺障害は認定の程度に応じて40万円～1000万円を補償します。 ●医療補償は入通院された日数またはケガの内容による定額補償です。
車両	7万円もしくは5万円 ・但し、盗難・全損の場合は再調達価額の10%	車種・年式に応じて設定した金額が上限になります。	軽四輪車両、ライトバン等のお客さまご負担金は5万円、それ以外の車種は7万円になります。

補償の内容については5ページをご参照下さい

自走式建設機械等の(対人・対物)賠償責任補償

補償内容	お客さまご負担金	補償金額
対人賠償	なし	(1名・1事故) 3億円
対物賠償	10万円	(1事故) 3億円

補償の内容については6ページをご参照下さい



自走式建設機械等の(動産)補償

補償内容	お客さまご負担金		補償金額																
動産	修理金額	お客さまご負担金	機種・年式に応じて設定した金額が上限になります。																
	35万円超の場合	修理金額の20%																	
	7万円超～35万円以下の場合	7万円																	
	7万円以下の場合	修理金額全額(実費)																	
	・お客さまご負担金は再調達価額(新規購入金額相当額)の10%を上限額とします。 ※但し、水中ポンプ類のお客さまご負担金は再調達価額(新規購入金額相当額)の20%を上限額とします。																		
	(お客さまご負担金のお支払い例) (例1) 再調達価額が300万円の油圧ショベルの場合 (お客さまご負担金の上限額) 再調達価額の10%=30万円 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>修理金額</th> <th>お客さまご負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円の場合</td> <td>5万円(実費)</td> </tr> <tr> <td>30万円の場合</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>100万円の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>200万円の場合</td> <td>30万円 ← 上限額を適用</td> </tr> </tbody> </table> (例2) 再調達価額が30万円の発電機の場合 (お客さまご負担金の上限額) 再調達価額の10%=3万円 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>修理金額</th> <th>お客さまご負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3万円の場合</td> <td>3万円(実費)</td> </tr> <tr> <td>5万円の場合</td> <td>3万円 ← 上限額を適用</td> </tr> </tbody> </table>		修理金額	お客さまご負担金	5万円の場合	5万円(実費)	30万円の場合	7万円	100万円の場合	20万円	200万円の場合	30万円 ← 上限額を適用	修理金額	お客さまご負担金	3万円の場合	3万円(実費)	5万円の場合	3万円 ← 上限額を適用	
修理金額	お客さまご負担金																		
5万円の場合	5万円(実費)																		
30万円の場合	7万円																		
100万円の場合	20万円																		
200万円の場合	30万円 ← 上限額を適用																		
修理金額	お客さまご負担金																		
3万円の場合	3万円(実費)																		
5万円の場合	3万円 ← 上限額を適用																		

補償の内容については7ページをご参照下さい

事故が発生すれば、お客さまご自身に時間や手間、金銭的負担が生じます。金銭的負担は「総合補償制度」で一定カバー出来ますが、事故処理にかかる時間や手間は多く、「物」が壊れれば修理や交換のために作業が中断したり、第三者にケガをさせれば、お見舞いに出向く必要が出てきます。また、事故の内容によってはお客さまご負担金を多くいただく場合や補償が出来ない場合もあります。

⚠ 事故は、何時起こるかわかりません。日頃から安全に対して意識して、作業前点検等を実施していただく事が大切です。また、事故が起きた時には直ちに借りられた営業所にご連絡下さい。(事故報告が遅れますと補償出来ない場合があります。)

7

主な補償対象外 規定

自動車（レンタカー）補償の主な対象外規定

(対人・対物賠償補償共通)

- ・故意によって生じた損害
- ・車を競技・曲技のために使用する事またはこれらを行う事を目的とする場所において使用する事によって生じた損害
- ・次のいずれかに該当する者の生命・身体が害された場合、または所有・使用・管理する財物が損害を受けた場合
 - ※運転者
 - ※運転者の配偶者、運転者または配偶者の同居の親族

※運転者の使用者の業務に従事中の使用者

※運転者の使用者の財物

- ・台風・洪水・高潮によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- ・第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害

(対人賠償補償)

- ・次のいずれかに該当する者の生命・身体が害されたことにより損害賠償責任を負うことによって生じた損害

※使用者（運転者）の業務に従事中の従業員 ※運転者の使用者の業務に従事中の同僚

(搭乗者傷害補償)

- ・故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
- ・無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転が出来ない恐れがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合の本人に生じたケガ
- ・闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガ
- ・脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に生じたケガ
- ・微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）

- ・車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ずに搭乗して生じたケガ
- ・車を競技・曲技のために使用する事またはこれらを行う事を目的とする場所において使用する事によって生じたケガ
- ・戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じたケガ
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

(車両補償)

- ・故意または重大な過失によって生じた損害
- ・詐欺・横領によって生じた損害
- ・無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転が出来ない恐れがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって生じた損害
- ・車を競技・曲技のために使用する事またはこれらを行う事を目的とする場所において使用する事によって生じた損害
- ・国・公共団体の公権力の行使によって生じた損害

- ・欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害
- ・取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤ（含むチューブ）の単独損害
- ・法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害
- ・戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

自走式建設機械等(対人・対物)賠償責任補償の主な対象外規定

- ・第三者との間に損害賠償に関して特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・使用者が所有、使用または管理する財物を滅失、破損または汚損した場合においてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・使用者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・同じ使用者の従業員（下請負人を含む）間の身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任

- ・液体、気体（含む煙、蒸気、じんあい等）または個体の排出、流出もしくははいつ出に起因する損害賠償責任
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ・工場（工事をしている場所で不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所）以外で生じた損害賠償責任
- ・無資格運転、麻薬等の影響で正常な運転が出来ない恐れがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転で生じた損害
- ・他人の財物の物理的損傷や盗難を伴わない使用不能損害
- ・振動による事故及び、土地、地盤、地下水による損害
- ・騒音、塵埃（ホコリなど）、排気、排水による損害
- ・ナンバーの無い自走式機械で公道を走行中の事故
- ・道路交通法、労働安全基準で禁じられている行為を行っている事故

自走式建設機械等(動産)補償の主な対象外規定

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・詐欺・横領によって生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に伴って生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みや雨漏り等による損害
- ・摩耗、使用による品質もしくは機能低下、虫害、ねずみ食または性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害
- ・紛失または置忘れによって生じた損害
- ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故、機械的事故によって生じた損害
- ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害
- ・かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等機能に直接関係のない外形上の損害

- ・従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
- ・加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・日本国外で生じた事故による損害
- ・自力救済行為等によって生じた損害
- ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- ・ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の刃または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害
- ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- ・無資格運転、麻薬等の影響で正常な運転が出来ない恐れがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転で生じた損害
- ・警察に未届けの盗難、または警察での扱いが紛失・置き忘れ等の扱いの場合
- ・機械・器具の能力を超える扱い、正規の使用法と異なる扱いにより生じた損害、また法令・使用基準違反による損害
- ・特定現場、特定業種の作業で生じた損害

! その他補償対象外 規定

- ・当社の建設機械等レンタル基本約款に違反して使用された場合
- ・当社が総合補償制度運用のために加入している保険契約において保険会社が補償対象外と認定した場合
- ・当社が承諾していない他の場所での使用中の事故

8.

自動車運転免許 一覧

自動車(レンタカー)を運転される場合は、
車両に応じた「運転免許」が必要です。
下記をご参照下さい。

・下記の資格は変更になる場合がありますので最新情報をご確認下さい。



2020年1月1日現在

免許区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員	該当商品
普通免許	3.5t未満	2.0t未満	10人以下	ライトバン、軽四トラック、軽四ダンプ等
限定準中型免許(5t)	5.0t未満	3.0t未満	10人以下	2tトラック、2tダンプ、高所作業車12m等
準中型免許	7.5t未満	4.5t未満	10人以下	2tクレーン車、3tダンプ、高所作業車10m～17m等
限定中型免許(8t)	8.0t未満	5.0t未満	10人以下	4tダンプ、4tクレーン車、高所作業車20m～、4t散水車等
中型免許	11.0t未満	6.5t未満	29人以下	
大型免許	11.0t以上	6.5t以上	30人以上	
小型特殊免許	長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m、最高速度15km/h以下の特殊車両(緑色ナンバー) ※ヘッドガードを備えたものは高さ2.80m以下			フォークリフト、ローラー、タイヤショベル等
大型特殊免許	長さ12.0m、幅2.50m、高さ3.80m以下の特殊車両(白色ナンバー)			タイヤローラー、タイヤショベル、フォークリフト等

9. 運転資格 一覧

車両系建設機械

2020年1月1日現在

業務内容	区分	作業時 操作資格	公道走行の運転資格	該当商品
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用機械・ 掘削用)運転業務	機体重量3t未満	特別教育	小型特殊運転免許(緑色ナンバー) [※] 大型特殊運転免許(白色ナンバー)	油圧ショベル、ブルドーザー、 タイヤショベル、モーターグレーダー等
	機体重量3t以上	技能講習		
車両系建設機械 (解体用)運転業務	機体重量3t未満	特別教育		解体用アタッチメント付 油圧ショベル等
	機体重量3t以上	技能講習		
車両系建設機械 (基礎工事用)運転業務	機体重量3t未満	特別教育	準中型運転免許 中型運転免許	オーガ付油圧ショベル、 穴掘建柱車等
	機体重量3t以上	技能講習		
車両系建設機械 (締固め用)運転業務	重量制限無	特別教育	小型特殊運転免許(緑色ナンバー) [※] 大型特殊運転免許(白色ナンバー)	ローラー全般

車両系荷役運搬機械

業務内容	区分	作業時 操作資格	公道走行の運転資格	該当商品
不整地運搬車 運転業務	最大積載量1t未満	特別教育		クローラキャリア、 全旋回クローラキャリア
	最大積載量1t以上	技能講習		
フォークリフト運転業務	最大荷重1t未満	特別教育	小型特殊運転免許(緑色ナンバー) [※] 大型特殊運転免許(白色ナンバー)	フォークリフト全般
	最大荷重1t以上	技能講習		

高所作業車

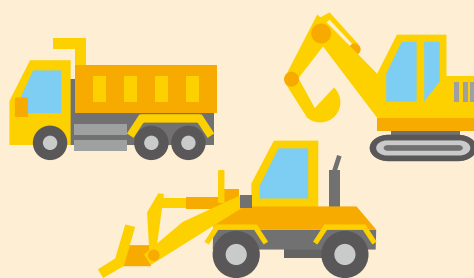
業務内容	区分	作業時 操作資格	公道走行の運転資格	該当商品
高所作業車運転業務	作業床高さ 2m以上10m未満	特別教育	準中型運転免許 中型運転免許	高所作業車 (自走式、トラック式)
	作業床高さ 10m以上	技能講習		

小型移動式クレーン

業務内容	区分	作業時 操作資格	公道走行の運転資格	該当商品
小型移動式クレーン 運転業務	つり上げ荷量 1t未満	特別教育	準中型運転免許 中型運転免許	クレーン付トラック、 クレーン付油圧ショベル、 クローラークレーン等
	つり上げ荷量 1t以上5t未満	技能講習		
玉掛け業務	つり上げ荷量 1t未満の移動式クレーン	特別教育		
	つり上げ荷量 1t以上の移動式クレーン	技能講習		

※緑色ナンバーの車両の中でヘッドガード以外の高さが2.00mを超える車両は、大型特殊運転免許が必要です。

- ・ クレーン作業に当たり、玉掛作業者は吊り下げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。
- ・ リテラは車両系建設機械と小型移動式クレーン・玉掛の技能講習修了証が必要です。
- ・ 無資格者に操作・運転させると事業主及び操作・運転した者に処罰が課せられます。
【罰則】 事業主：6ヶ月以下の懲役、または50万円以下の罰金
運転・操作した者：50万円以下の罰金
- ・ 上記の資格は変更になる場合がありますので最新情報をご確認下さい。



ホームページに最新情報を掲載しています。 URL : <http://www.sanuki-l.jp/>

10. 営業所 一覧

営業所名	〒	住 所	電話番号	F A X	営業所名	〒	住 所	電話番号	F A X
本 社	761-8084	香川県高松市一宮町903-1	(087)885-3388	(087)885-9455	川 之 江	799-0101	愛媛県四国中央市川之江町102-1	(0896)56-8255	(0896)56-8156
高 松	761-0101	香川県高松市春日町266-1	(087)818-0789	(087)843-4717	新 居 浜	792-0886	愛媛県新居浜市郷4丁目甲24-1	(0897)33-0121	(0897)33-0150
高松南	761-1403	香川県高松市香南町吉光330-1	(087)879-1039	(087)879-1046	西 条	793-0043	愛媛県西条市樋之口441-1	(0897)55-0245	(0897)55-0892
高松西	761-8032	香川県高松市鶴市町322-1	(087)881-7101	(087)881-7104	今 治	794-0069	愛媛県今治市クリエイティブヒルズ2番9	(0898)33-4321	(0898)33-3955
坂 出	762-0053	香川県坂出市西大浜北4-2-21	(0877)45-5225	(0877)45-5296	松 山	791-8054	愛媛県松山市松江町3-1	(089)952-6300	(089)952-6962
丸 亀	765-0032	香川県善通寺市原田町2334-9	(0877)64-0007	(0877)62-5001	松 山 南	791-3151	愛媛県伊予郡松前町東古泉13-1	(089)984-9600	(089)984-9889
観 音 寺	768-0022	香川県観音寺市本大町1692-1	(0875)24-1080	(0875)24-1095	松 山 東	791-0214	愛媛県東温市南野田693	(089)964-7578	(089)964-7375
東 讃	769-2515	香川県東かがわ市町田735-1	(0879)25-1112	(0879)25-3362	南 予	795-0011	愛媛県大洲市柚木字久保783-1	(0893)24-0240	(0893)24-0230
綾 南	761-2308	香川県綾歌郡綾川町羽床下2232-1	(087)876-9777	(087)876-9888	宇 和	797-0024	愛媛県西予市宇和町西山田281-1	(0894)69-1700	(0894)69-1733
徳 島	771-0212	徳島県板野郡松茂町中喜来20-1	(088)699-5552	(088)699-6357	宇 和 島	798-0078	愛媛県宇和島市祝森甲968	(0895)27-1500	(0895)27-1755
徳島東	770-8021	徳島県徳島市雑賀町西開47-1	(088)636-3123	(088)636-3130	コスモ香川	761-2102	香川県綾歌郡綾川町千足750-1	(087)877-2292	(087)877-2296
小松島	773-0009	徳島県小松市芝生町宮ノ前16-1	(0885)32-8100	(0885)32-1181	第2ヤード	761-2202	香川県綾歌郡綾川町粉所西甲2272	(087)878-0440	(087)878-1977
阿 南	774-0021	徳島県阿南市津乃峰町西分456	(0884)28-0880	(0884)28-0801	コスモ愛媛	791-0222	愛媛県東温市下林甲2969-5	(089)964-5266	(089)964-0990
国 府	779-3120	徳島県徳島市国府町南岩延58-1	(088)642-5770	(088)642-5798	コスモ徳島	771-1302	徳島県板野郡上板町七條字中井手15-1	(088)637-6109	(088)694-3277
脇 町	779-3620	徳島県美馬市脇町馬木991-1	(0883)53-0520	(0883)53-0530	建機事業部	761-1403	香川県高松市香南町吉光330-1	(087)879-1666	(087)879-1698
三 好	771-2502	徳島県三好郡東みよし町足代2691-1	(0883)79-3838	(0883)79-3835	建機徳島	771-1302	徳島県板野郡上板町七條字中井手15-1	(088)637-6111	(088)694-6650
上 板	771-1302	徳島県板野郡上板町七條字中井手15-1	(088)637-6111	(088)694-6650	建機松山	791-0214	愛媛県東温市南野田693	(089)964-7794	(089)964-7255
海 南	775-0203	徳島県海部郡海陽町大里字白水91-5	(0884)74-3466	(0884)74-3499	建機宇和	797-0024	愛媛県西予市宇和町西山田281-1	(0894)69-1700	(0894)69-1733

讃岐リース「総合補償制度」ご加入に際しての注意点

最後にご確認ください

- ・お客さまがご加入の保険を優先させていただくことがあります。
- ・人身事故対応に際しましては政府労災保険、自賠責保険等を優先させていただくことがあります。
- ・事故のご連絡が著しく遅れたりまた誤ったご報告をされた場合「総合補償制度」がご利用出来ないことがあります。
- ・賠償金額、和解、示談については事前に当社の承認が必要です。もし、承認を得ないで和解、示談等を行った場合、加重された損害賠償金の請求が発生しても補償出来ません。
- ・「お客さまご負担金」は事故の過失割合に関係なくご負担いただくもので、「総合補償制度」を継続して運営するため、また補償料の公平性を期すためのものです。
※事故の内容は各々異なるもので、お客さまの責任の割合もその内容により異なります。お客さまの不注意による事故と安全意識がないために起こるべくして起こった事故とでは、同じ補償料をいただいても責任割合が異なります。
そのため、事故の内容によっては「お客さまご負担金」を多くいただく場合や、有償により修理をする場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- ・「総合補償制度」では、休車料・休業損害の補償は含まれていません。
- ・補償料については、貸出期間中は未稼働・休車に関わらず全てご負担いただきます。
- ・補償料については別途、消費税をご請求いたします。
- ・貸渡期間が2日以上になる場合、日常点検はお客さまにて実施下さい。

お客さまFAX用

担当の営業所宛にFAXをお願いします。

※FAX番号は営業所一覧（12ページ）に記載しています。

事故報告書

ご連絡日 年 月 日

事故分類（該当する番号に○をして下さい。）		補償項目（該当する補償対象項目に○をして下さい。／複数選択可）			
1	自動車（レンタカー）の事故	・対人賠償	・対物賠償	・車両	・搭乗者傷害
2	自走式建設機械等の事故	・対人賠償	・対物賠償	・動産	

【事故日時／場所／使用レンタル商品】

事故日時	年 月 日	AM ・ PM	時	分
事故場所				届出警察 警察
自動車／登録番号（レンタカーの場合）		動産／機器名（自走式建設機械等の場合）		管理No.（借入先）

【事故の内容】

<事故をされた時の内容をご記入下さい。>

■当方／

『事故の発生状況』『被害物・損傷場所・損傷状態・自走の可否』『おケガの状態・病院名・電話番号』等

■相手方／

『車両の登録番号・車名』『被害物・損傷場所・損傷状態』『修理先・電話番号』『おケガの状態・病院名・電話番号』等

【お客さまの情報】

運転者 (使用者)	お名前 (会社名)	
	ご住所 電話番号	
レンタル商品を借りられた方 (上記と異なる場合)		

【相手方の情報】

相手方	お名前 (会社名)	
	ご住所 電話番号	

※道路状況、接触箇所等の説明に下記の図をご利用下さい。

事故状況図

当方車両



相手車両





讃岐リース／（社内）使用欄	
営業所	
所長	担当者
業務部	
部長	担当者
証券番号／明細番号	
／	

（切り取り線）

